



LEGAL UPDATE

2021年7月

COVID-19の影響を受けた労働者の支援政策に関する決議第 68/NQ-CP 号

政府は、2021年7月1日、COVID-19の影響を受けた労働者の支援政策に関する決議第 68/NQ-CP 号（68号決議）を公布した。68号決議の目的は生産活動および事業の回復、悪影響の緩和、安定化と、労働者の生活および安全を保障することにある。本稿では、68号決議の主要な内容を紹介する。

1. 労災および職業病に関する保険料の引下げ¹

68号決議によれば、労災および職業病保険の対象となる従業員（公務員等を除く）について、雇用者は12か月間（2021年7月1日から2022年6月30日まで）、労災および職業病保険基金への社会保険料支払いの計算根拠として、給与基金の0%の保険料率を適用することができる。雇用者は、保険料の引下げにより得られた利益について、COVID-19対策として使用することが推奨される。

2. 労働契約の一時停止および無給休暇に関する労働者支援²

COVID-19感染防止および管理のため、管轄当局の要請により一時的に事業を停止した企業等に勤務し、2021年5月1日から同年12月31日までの間における労働契約の一時停止または無給休暇期間が連続して15日以上である場合、労働契約の一時停止または無給休暇時までの期間分の強制社会保険料を支払済みである場合、労働者は労働契約の一時停止または無給休暇期間に応じて、以下の支援を受けることができる。

- 連続して15日以上、1か月未満の場合：VND 1,855,000/人
- 1か月以上の場合：VND 3,710,000/人

3. 休業を余儀なくされた労働者に対する支援³

労働契約に基づき勤務する労働者が、管轄当局の要請に従い2021年5月1日から同年12月31日までの期間中、14日以上隔離され、または封鎖措置を受けた場合、休業時までの期間分の強制社会保険料を支払い済みである場合、当該労働者はVND 1,000,000/人の支援を受けることができる。

4. 労働契約が終了した労働者に対する支援⁴

¹ 68号決議の II.1

² 68号決議の II.4

³ 68号決議の II.5

⁴ 68号決議の II.6



COVID-19 感染防止および管理のため、管轄当局の要請により一時的に事業を停止した企業等に勤務し、2021 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に労働契約を締結したが終了し、強制社会保険料を支払ったが退職手当を受給することができない場合、当該労働者は VND 3,710,000/人の支援を受けることができる。

5. 食事手当⁵

2021 年 4 月 27 日から同年 12 月 31 日までの間で、COVID-19 感染により治療を受ける必要がある者 (F0) は、実際の治療期間 (上限 45 日) に応じ、VND 80,000/人/日の食事手当を受けることができる。

また、同様の期間中、管轄当局の要請に従い隔離措置を受ける者 (F1) についても、上限 21 日として、VND 80,000/人/日の食事手当を受けることができる。

6. 休業中の賃金および生産回復のための賃金を支払うためのローン政策⁶

(1) 休業中の賃金を支払うためのローン政策

雇用者は、2021 年 5 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの期間中、強制社会保険料を支払い、連続して 15 日以上休業した労働者に対して、休業中の賃金を支払うため、社会政策銀行から無利息かつ無担保でローンを受けることができる。

(2) 生産回復のための賃金を支払うためのローン政策

2021 年 5 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの期間中、▽COVID-19 の予防およびコントロールのための管轄当局の指示に従い事業を一時停止したが、事業を再開する雇用者、および▽同期間中に輸送業や宿泊業等の一定の事業を行う雇用者は、いずれも、労働契約を締結し強制社会保険料を支払った労働者の賃金を支払うため、社会政策銀行から無利息かつ無担保でローンを受けることができる。

(3) ローン借入の条件

上記のローン借入には、以下の条件を満たさなければならない。

- (ア) 雇用者は、ローン申請時に、いかなる信用機関及び外国銀行支店においても不良債権を抱えていない。
- (イ) ローン期間は 12 か月未満とする。
- (ウ) 融資額上限は、休業中・生産回復期間中の賃金支払期間 (上限 3 か月) に従った労働者の地域最低賃金の合計額とする。

⁵ 68 号決議の II.8

⁶ 68 号決議の II.11



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.